

土地区画整理法第55条第10項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の写しを公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行規則第4条の4の規定により公告します。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

関係図書の縦覧場所

京都市中京区西ノ京星池町37番地の1

(建設局都市整備部整備推進課)